

○島田市都市公園条例施行規則

平成17年5月5日

規則第116号

改正 平成17年12月26日規則第181号

平成20年3月28日規則第36号

平成21年9月30日規則第41号

平成23年3月30日規則第18号

平成27年3月31日規則第9号

平成28年2月5日規則第10号

平成29年3月30日規則第13号

令和2年7月10日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項、法第6条第2項及び第3項並びに条例第2条第2項及び第3項の規定による申請書及び許可書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 公園施設設置許可申請書（様式第1号）
- (2) 公園施設管理許可申請書（様式第2号）
- (3) 公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（様式第3号）
- (4) 公園占用許可申請書（様式第4号）
- (5) 公園占用許可事項変更許可申請書（様式第5号）
- (6) 公園内行為許可申請書（様式第6号）
- (7) 公園内許可行為変更許可申請書（様式第7号）
- (8) 公園施設設置許可書（様式第8号）
- (9) 公園施設管理許可書（様式第9号）
- (10) 公園施設設置（管理）許可事項変更許可書（様式第10号）
- (11) 公園占用許可書（様式第11号）
- (12) 公園占用許可事項変更許可書（様式第12号）

(13) 公園内行為許可書（様式第13号）

(14) 公園内許可行為変更許可書（様式第14号）

（有料公園施設の供用の基準）

第2条の2 条例第6条第2項の有料公園施設の供用に関する基準は、次の表のとおりとする。

有料公園施設の名称	供用の方法	供用日
中央公園ミニ鉄道施設	一般開放日におけるミニ鉄道施設の車両への乗車	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
	使用申請によるミニ鉄道施設の車両への乗車	火曜日から金曜日までの日
	軌道敷の使用	(1) 毎月の第1日曜日 (2) 火曜日から金曜日までの日

（有料公園施設の申請書等の様式及び使用申請）

第3条 条例第8条第1項に規定する有料公園施設の使用の申出及び承認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 次号に定める場合以外の場合 使用の承認を受けようとする者が有料公園施設使用承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、有料公園施設使用承認書（様式第16号）により使用の承認を受けること。

(2) 前条に規定する中央公園ミニ鉄道施設の一般開放日においてミニ鉄道施設の車両への乗車しようとする場合 条例別表第2中央公園ミニ鉄道施設の表に定めるミニ鉄道施設の車両への乗車に係る使用料を納付することにより使用の承認を受けること。

2 前項第1号の規定による申請書の提出は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第8条第1項後段の規定により承認を受けた事項の変更を申請しようとする者は、有料公園施設使用承認取消・変更申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

4 条例第16条第1項第2号の規則で定める有料公園施設の使用は、中央公園ミニ鉄道施設においてミニ鉄道施設の車両に乗車することとする。

（使用料の減免申請）

第4条 条例第18条第2項本文の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第2項ただし書の規則で定める場合は、前条第1項第2号の規定により有料公園施設の使用の承認を受けようとする場合とする。

（使用料の還付申請）

第5条 条例第19条第2号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（権利の承継申請）

第6条 条例第21条の規定により権利を承継しようとする者は、権利承継申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（保管した工作物等の公示場所等）

第7条 条例第26条第1項第1号の規則で定める場所は、島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧簿（様式第21号）とし、都市基盤部建設課に備え置く。

（競争入札における掲示事項等）

第8条 条例第28条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 入札執行の場所及び日時

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第28条第2項の規則で定める場所は、掲示場とする。

（工作物等の返還に係る受領書の様式）

第9条 条例第29条の規則で定める様式は、受領書（様式第22号）とする。

（公募の方法）

第10条 市長は、条例第30条第2項の規定により同条第1項に規定する指定公園等(以下単に「指定公園等」という。)の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を掲示場へ掲示し、並びに市の広報及びホームページへ掲載するものとする。

- (1) 指定公園等の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(指定管理者の指定の申請に関する書類)

第11条 条例第32条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 指定管理者指定申請書(様式第23号)
- (2) 事業計画書 指定公園等事業計画書(様式第24号)

2 条例第32条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定公園等の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要とする書類  
(特例により選定される候補者)

第12条 条例第34条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等とする。

- (1) 市税(延納又は納税猶予に係る税額を除く。)を完納していること(市税を課されている場合に限る。)
- (2) 1年以上継続して当該団体の事業活動を行っていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当するものであること。  
(指定の通知)

第13条 市長は、指定管理者を指定するときは、指定管理者指定書（様式第25号）により指定する法人等に通知する。

（指定の取消し）

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、指定管理者指定取消通知書（様式第26号）により当該法人等に通知する。

（協定の締結）

第15条 指定管理者は、市長と指定公園等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料に関する事項
- (4) 指定公園等の維持管理に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（業務報告の徴収等）

第16条 市長は、指定公園等の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、指定公園等の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第14条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況

(2) 条例第38条第1項に規定する指定施設の管理を行う者にあつては、その利用状況（利用者数、利用を不承認とした件数及びその理由等）

(3) 利用料収入の実績

(4) 管理経費等の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

（指定管理者が使用する申請書等の様式）

第18条 指定管理者が条例別表第3に定める業務を行う場合に使用する様式は、この規則に定める様式に準ずるものとする。

（届出書）

第19条 条例第47条第1項の規定による届出書の様式は、次に定めるところによる。

(1) 工事着手（完了）届（様式第27号）

(2) 公園施設設置等廃止（公園原状回復）届（様式第28号）

(3) 住所（氏名、名称）変更届（様式第29号）

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の島田市都市公園条例施行規則（昭和48年島田市規則第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日規則第181号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第36号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日規則第41号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第18号）

この規則は、平成23年4月29日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第9号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）抄  
この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第13号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日規則第54号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する